

社会福祉法人
三芳町社会福祉協議会小地域福祉活動推進委員会設置要綱

平成23年 2月 1日
要 綱 第 32 号

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人三芳町社会福祉協議会（以下「協議会」という。）が、住民が自ら地域に根ざした地域課題に対応するための小地域福祉活動に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 小地域福祉活動の組織・人員に関すること
- (2) 小地域福祉活動の業務に関すること
- (3) その他、小地域福祉活動に関し必要な事項に関すること

(委員)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は20名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、会長が委嘱する。

- (1) 理事
- (2) 評議員
- (3) 行政の職員
- (4) 学識経験者
- (5) その他、会長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 4 副委員長は、委員会を補佐し、委員長の事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第6条 会議は委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決する

ところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に必要な事項は委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。